

Ⅷ 保健安全に関する規程

学校防災

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立高等学校管理規則に基づき、生徒の生命安全と学校の施設、設備について必要な事項を定める。

(防災心得)

第2条 防災心得は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県学校管理規則に基づき、火災、風水害、地震等の天災や人災から生徒の生命安全と施設、設備の保全を図るため防災組織をつくる。防災組織は学校要覧に記す。
- (2) 各係は、毎週1回以上、指定された施設、設備（避難施設、危険物貯蔵施設、火気使用施設及び電気施設）の点検を行う。
- (3) 校長はあらかじめ非常持ち出し目録を作成し、緊急の場合に搬出すべき文書、物品等に標識を付するものとする。非常持ち出し目録は別記のとおりである。(省略)
- (4) 校長は緊急事態が発生した時は、必要に応じて在宅職員に対して緊急出動を命ずるものとする。緊急連絡網は年度当初に確認するものとする。
- (5) 校長又は警備員は、外部関係機関の応援を必要と認めた場合は、ただちに、この旨を関係機関に連絡し、要請するものとする。主なる外部関係機関、連絡先は次のとおりとする。

| | | | |
|---------|--------------|------------|-------------|
| 県教委総務課 | 098-866-2705 | 石垣市消防所、救急車 | 119・82-4047 |
| 施設課 | 098-866-2736 | 八重山警察署 | 110・82-0110 |
| 県立学校教育課 | 098-866-2715 | 沖縄ダイケン | 82-1361 |
| 保健体育課 | 098-866-2726 | 八重山病院 | 83-2525 |

- (6) 土、日、祝祭日の緊急時における警備員の任務は、次のとおりとする。
 - ① 登校している生徒、職員に連絡し、生徒の避難誘導について指示すること。
 - ② 消防署、警察署に緊急連絡を行うとともに適切な措置をすること。
 - ③ 校長に電話連絡等をして職員の緊急出動を要請する。
- (7) 防災訓練は原則として年1回行うものとする。

学校保健委員会

(趣旨)

第1条 この規程は、学校保健安全法（題名改正平成21年4月）に基づき、生徒・職員の安全についての推進向上を図るために定めるものとする。

(任務)

第2条 本委員会は、学校保健・安全についての諸問題を検討し、その実践を推進していくた

めに、次の事項を協議、連絡調整するものとする。

- (1) 学校保健・安全計画の立案及び実践
- (2) 学校保健・安全に関する調査研究及び協議
- (3) 保健・安全に関する諸検査及び協議
- (4) 関係機関との連絡
- (5) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 本委員会は、学校職員、学校医、保護者代表によって組織する。構成は次のとおりとし、必要に応じて学年会代表、生徒代表も加える。

- (1) 学校職員（校長、教頭、事務長、教務代表、保健体育部長、環境整備部代表、生徒指導部安全係、生徒会係、養護教諭、農場部代表、舎監）
- (2) 学校医（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）
- (3) 保護者代表（PTA 会長、副会長、各部長、母親代表）
- (4) その他（必要に応じて学年会代表、生徒代表、保健所等）

(生徒委員会)

第4条 目的を達成するため、生徒委員会を組織し、主体的な活動を育てる。

(役員)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 庶務 1名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 庶務は、会議の運営及び会務の処理に当たる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、校長をもってあてる。
- (2) 副委員長は、教頭をもってあてる。
- (3) 庶務は、保健体育部代表をもってあてる。

2 委員は、校長が委嘱する。

(会議)

第8条 会議は、毎学期1回とし、必要に応じて臨時に開催する。

2 会議は、委員長が招集する。

(附則)

- 1 この規程は、平成5年3月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成14年度に一部改正し、同年より施行する。

救急処置

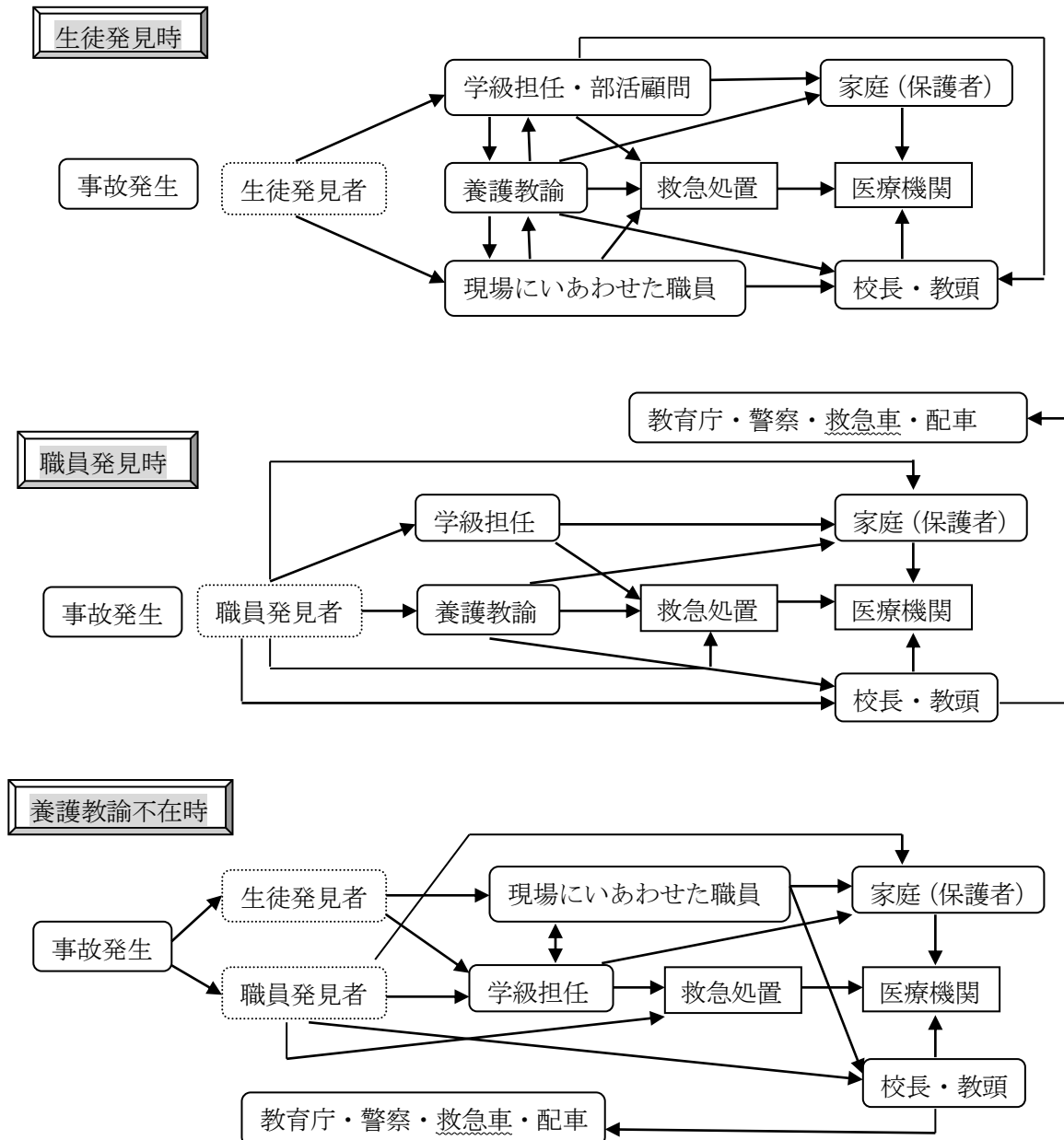
(趣旨)

第1条 この規程は学校における事故発生時に、早急に適切な処置が行われるために定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 事故発生時の連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 事故発見者は緊急時の場合、迅速に救急手当及び連絡体制に最大の努力をほらう。
- (2) 救急処置については、保健室でできる範囲内のものは救急処置基準表に基づき行う。
- (3) 医師の処置及び診断を必要とする場合は、学級担任と保護者へ連絡し、適切な処置を行う。
- (4) 事故発生時の連絡体制



| | |
|-------|--------------|
| 救急車 | 119 |
| 八重山病院 | 0980-83-2525 |

(緊急輸送)

第3条 緊急輸送は、必要に応じて救急車を要請又はタクシー等を利用する。

(事故発生後の処理)

第4条 事故発生後の処理は、次のとおりとする。

- (1) 学級担任は、保護者に対して早急に事故の概要について報告し、その後の状況経過について連絡を取り合う。
- (2) 緊急に医師の処置診断を必要とする場合は、学級担任又は指導教諭は医療機関への手配を迅速に行う。
- (3) 学級担任、関係職員又は養護教諭は事故の概要、処置状況等について速やかに校長に報告する。
- (4) 校長は必要があれば、教育庁など関係機関へ連絡する。
- (5) 学校における事故については、日本スポーツ振興センターへ災害報告の必要のあるものは早急に報告し、必要書類を作成する。

(養護教諭不在時の救急体制)

第5条 養護教諭不在時、部活動、休日等の救急体制は、次のとおりとする。

- (1) 原則として養護教諭不在時は、保健室を閉める。
- (2) 学校で処置できる場合は、職員室・体育館等においてある救急箱を利用して、居合わせた職員で対応する。
- (3) やむを得ず保健室を利用する場合、利用する職員が責任をもって付添い、対応する。
- (4) 事故内容や処置状況などについて、後日養護教諭に報告する。